

直観はいかなる意味で概念に依存するのか

— 『純粋理性批判』演繹論における直観の理論について —

片山 光弥

1. はじめに

カントは『純粋理性批判』(以下、『批判』)において、直観と概念という、認識を構成するふたつの要素を挙げ、両者の役割ははっきりと区別されるべきだと述べている(A50-2/B74-6)。他方で、「純粋悟性概念の演繹について」(以下、「演繹論」)では第1版・第2版のどちらにおいても、直観における多様なものに統一を与えるという役割が概念に与えられ、カントは直観の概念への何らかの意味での依存について語っているように見える(A106ならびにB164など)。カントが直観と概念の独立性を強調する一方で、他方では直観の概念への依存について論じているというこの事態は、矛盾しているとは言わないまでも少なくとも説明を要するものであり、この説明を与えることは『批判』解釈におけるひとつの課題である。

こうした課題の解決のためには、演繹論において議論される直観の概念への依存がいかなる意味における依存であるのかを明らかにする必要がある、本論文はこのことを目標とする。ここで問題となるのは、直観が概念の助力を得て初めて成し遂げうることは何なのかということだが、本論文の主張は、概念は直観の対象が私たちに与えられる仕方を示す規則としてはたらしき、そうした規則を通じて初めて、直観は対象を追跡可能な個体として私たちに提示することができるようになる、というものである。別様に述べるならば、私たちは同一の個体に注目し続けるためにその個体の何らかの特徴を利用しなければならないが、どのような特徴を利用すればその個体を成功裏に追跡できるのかを示す規則が概念である。

本論文の議論は以下のように進む。第2節では、演繹論においてカントが直観の概念への依存について論じているテキストを取り上げ、そうしたテキストにおいて主張される概念の直観への寄与が、上で述べたような個体の追跡に関わるものとして理解できることを示す。さらに、とりわけカテゴリーがそのような追跡

を可能にするための条件としてどのようにはたらきうるかを明らかにする。第3節では、対象のある特徴を利用してその対象を追跡することと、その対象をそうした特徴をもつものとして表象することを区別し、第2節で示された解釈をより正確なものとする。第4節では『批判』における直観と概念の関係をめぐって近年盛んになっている「概念主義論争」と呼ばれる論争に関して、当該論争に対して本論文がとることになる態度について、必要な限りで確認する。その際、本論文の主張はさしあたりアレイスのような非概念主義的解釈を支持する論者にも受け入れやすいものであると述べられるが、他方で、本論文はある点においてはGriffith (2010)のような「穏健な」概念主義的解釈に近い見解をとっているとも論じられる。

第2節の議論に移る前に、演繹論のテキストの書き換え問題について、本論文の立場を明確にしておく。第2版における書き換えは第1版の本質的な論点を変更するものではないとカント自身述べているが(BXXXVII)、本論文も、少なくとも演繹論については、両版のテキストは重要な論点において両立不可能な見解を含んでいないと仮定し、両テキストを相補的なものと捉え、適宜どちらも参照する¹。書き換えがどのような意義をもつのかは演繹論解釈における重要な問題ではあるが、本論文の主題は演繹論全体の議論の再構成ではないため、この点には立ち入らない。

2. 演繹論における把捉の総合と概念

まず、直観の概念へのある種の依存が主張される際の背景を確認するために、演繹論全体の文脈を概観しよう。演繹論が答えようとする問いは「思考の主観的条件がいかにして客観的妥当性をもちうるのか、つまり、対象のあらゆる認識の可能性の条件を与えることができるのか」(A90/B122)というものである。これは大まかに捉えるならば、私たちの認識能力に対する主観的な規則としてのカテゴリーになぜ認識対象(客観)の側も従わなければならないのか、という問いだが、問題はこうした主観／客観という対比にのみ存するのではない。同じく認識能力の側に属する条件としては、感性の形式としての空間と時間が挙げられたが、感性なしにはそもそも私たちに対象が与えられないため、私たちに認識対象として与えられるものの全てが空間・時間的秩序に従っていると考えることには問題がないとされる(A89-90/B121-2)。これに対して、悟性は私たちに対象を与える能力

ではないため、悟性にとっての条件であるカテゴリーに従わないような対象が私たちに与えられるかもしれないという想定が自明には排除されない。したがって、任意の認識対象がカテゴリーの示す規則に従うという主張は特別な正当化を要する²。

こうした問題に取り組むにあたって、カントは認識において直観が果たしている役割の少なくとも一部は概念による補助を必要としていると主張することで、カテゴリーを対象へと関係づけようとする。その際注目されるのは、直観がそれ自体である種の統一を有しているという点である（直観の統一ということで何が意味されているのかは本論文では後に議論する）。

ひとつの判断におけるさまざまな諸表象に統一を与えるのと同じ機能が、ひとつの直観における様々な諸表象の単なる総合にも統一を与えるが、この機能は、一般的に表現されるならば、純粹悟性概念と呼ばれる。(A79/B105)³

ここでは、思考の規則として判断における統一を与えるカテゴリーが、直観においても多様な表象をまとめ上げて統一すると述べられている。このことが成り立つならば、直観はそれが統一されるためにはカテゴリーの助力を必要としているから、統一的直観によって私たちに対象が与えられる際にはそこに既にカテゴリーの関与があると述べられうる。かくして、対象が私たちに与えられた時点でカテゴリーに従っていると主張するために、カントはこの悟性の直観への影響について議論していくことになる。

直観の統一に関する悟性の寄与についてカントが論じるのは、把握の総合 (die Synthesis der Apprehension) に関する議論においてである。カテゴリーが客観的妥当性をもつという結論を出そうとする第2版第26節「純粹悟性概念の普遍的に可能な経験使用の超越論的演繹」において、「把握の総合」という語は次のように説明されている。

まず注意しておくが、私が把握の総合ということでは、ひとつの経験的直観における多様なものの合成であって、この把握の総合によって知覚が、すなわち直観の経験的意識が（現象として）可能となる。(B160)

ある経験的直観が与えられたとき、それは様々な多様な表象を含んでいるが、そ

これらの諸表象が合成されてひとつにまとまっているという事態が「把握の総合」と呼ばれる。そして、この把握の総合は最終的にカテゴリーに依存しているというのが第26節におけるカントの主張であり(B164)、このことが、カテゴリーがア・プリオリに対象に関係するための基礎をなすことになる。

2. 1 第1版演繹論における三重の総合

この把握の総合について具体的に理解するためには、第1版演繹論における三重の総合の議論が助けになる。第1版の「直観における把握の総合について」と題された箇所においてカントは、把握の総合は多様なものが多様なものとして、しかもひとつの表象のうちに含まれているものとして表象されるための必要条件であると、このことは、直観のそれぞれの時間的部分としての印象が互いに区別された後にひとつにまとめ上げられることによって生じると述べる(A99)。たとえば、私が机の上にあるリンゴを見て、「あのリンゴは少し凹んでいる」と判断するという場面を考えよう。このとき、私はリンゴを知覚しているが、このリンゴの知覚は時間的な幅をもつものである。私がリンゴを見ていたのが2秒間であったなら、最初の1秒間に与えられた赤い印象と最後の1秒間に与えられた赤い印象は区別して考えることができる。両者は印象としては互いに区別されているにもかかわらず、それでもひとつのリンゴの知覚に属するものとして、私によってまとめられている。直観が多様なものの総合を含んでいると述べられる際に理解されているのはこのようなことである。

上で言及した箇所が続く「構想における再生産の総合について」と「概念における再認の総合について」と題された箇所は、この把握の総合が経験的認識に寄与するものとして可能となるための条件について考察したものと解することができる。まず前者においては、直観において多様なものがまとめ上げられるためには、構想力が多様な諸表象を記憶に保持しなければならないことが確認される。カントは思考の中で線を引く、ある日の正午から次の日の正午までの時間を考える、何らかの数を表象するといった例を挙げ、そうした操作においては先行する表象の記憶における保持が必要になると述べる。

[...] 私が先行する表象(線の最初の部分、時間の先行する部分、あるいは順々に表象された単位)を常に忘れてしまい、続く表象へと進行する際にそうした部分を再生産しないなら、全体的表象も、上述の[思考の中で線を引

く等の] いかなる思考も、それどころか空間と時間という、最も純粋な第一の根本表象ですら決して生じえないだろう。(A102)

たとえばある日の正午から次の日の正午までの時間を考えるという例に関していえば、そのような一定の幅をもった時間を把握するためには、まずある日の正午について考え、その後、その記憶を保持したまま少し後の時刻について考え、それを繰り返して次の日の正午に至る必要がある。先行する時間の記憶の保持なくしては、そのつどごとに瞬間的な時刻が考えられているだけで、その時刻を一定の期間に属するものとみなすことはできない。

上では線・期間・数の把握といった、カントの枠組では純粋直観に属する例が挙げられていたが、経験的対象が必ず空間・時間という秩序に違って与えられる以上、リンゴを見るときのような経験的直観に関しても同様のことが求められる。私が一定の時間幅をもってリンゴを見るとき、一瞬前に見たリンゴの印象は記憶に保持され、それが今見ているリンゴの印象に結びつけられる、ということが繰り返されなければならない。そうでなければ各印象が分離して私に与えられるだけで、私がリンゴを一定時間知覚したということにはならない。

このようにして直観における多様なものが経験的認識にとって有益な仕方では記憶に保持されるためには、さらに満たされなければならない条件があると「概念における再認の総合について」では述べられる⁴。

私たちが思考するものが、私たちが一瞬前に思考したものとまさに同じものであるという意識がなければ、表象の系列におけるあらゆる再生産は無益になるだろう。というのは、思考されるものはその場合には、それを通じて表象が次々に生み出されるはずだった作用に決して属さないような、現在の状態におけるある新しい表象であることになり、この表象の多様なものは、それにこの意識のみが与えうるところの統一を欠いているがゆえに、どんな場合にもいかなる全体もなさないだろうからである。(A103)

ここでは先に言及した、直観における多様なものの記憶における保持が「再生産」ということで語られているが、このような再生産は「一瞬前に把握されたものがいま把握されているものと同じものである」という意識がなければ無益なものになると述べられている。たとえば、私が今リンゴを見ているとして、それを昨日

見たバナナの印象と結びつけ、更に一昨日見たメロンの印象と結びつけるといった仕方では無秩序に様々な印象同士を結びつける場合、このように結びつけられた印象の集まりは経験的認識には役立つまいだろう。経験的認識の場面ではむしろ、私は今見ている赤と一瞬前に見た赤をともに同じひとつのリンゴに属するものとみなしている。多様な表象の再生産は、それが経験的認識に寄与するものであるためには無秩序なものであってはならず、何らかの統一的な観点からなされるものでなければならない。ここで、まさに概念こそがこのような統一的な観点を与えるとカントは述べる。

あらゆる認識は […] 概念を要求する。[…] この概念はその形式からみて常に何か普遍的なものであり、規則として役立つものである。[…] 他方で、概念が諸直観の規則でありうるのは、概念が、与えられた諸現象において、それら諸直観の多様なものの必然的な再生産を、それゆえ諸直観の意識における総合的統一を表すことによつてのみである。(A106)

ここでは概念が直観における多様なものを統一するための規則を与えることと述べられている。たとえば、リンゴを見ている場面において私は刻々と与えられる様々な印象をひとつのリンゴに結びつけ続けているが、こうしたことが可能であるためには、どのような印象をリンゴの印象として受け取るべきかを指示する規則が必要であり、カントによればそうした規則を与えるのが概念である。先に確認された、直観がその統一において概念の助力を必要としているという事態はこの意味において理解される。

2. 2 個体を追跡するものとしての直観

以上で、直観の統一に概念が役立つというカントの見解について整理を行うことができた。直観は多様な表象がひとつにまとまったものだが、このまとめ上げが経験的認識に役立つためには〈多様な表象のうち、この直観に属するものとして取りまとめられるべきものはどのようなものか〉を指示する規則が必要であり、この規則を与えるのが概念である。しかし、この直観の統一が経験的認識にとってなぜ必要なかは以上では明らかになっていないため、経験的認識の成立のためには概念が直観の統一のための規則としてはたらく必要があるというカントの主張はいまだ十分には理解されていない。

ここで有望なのは、経験的認識がもつ志向性に着目するという方針である。実際、経験的認識における直観の役割について考察する際に志向性に注目する解釈者は少なくない⁵。少なくとも成立している経験的認識において、私たちは何らかの対象についての認識をもっているのであり、私たちの経験的認識はその意味でその対象への志向性をもっている。ここで、私たちに対象を提示するとされる直観が私たちの心的状態とそうした対象を結びつける役割を果たしていると考えるのは自然だろう。ただし、志向性を成り立たせるのに必要な条件にも複数のものがあり⁶、単に直観が何らかの意味で志向性をもたらすと述べるだけではその特徴を十分に特定したとはいえない。

これに対して、本論文は、経験的認識において直観は個体の追跡を行う機能をもつものとして、認識の志向性が成立するために必要な要素になっていると論じる。ここで「主体が個体を追跡する」ということで意味されているのは、主体がその個体について、感覚を通じて安定して情報を得られる地位にあり、実際に情報を得ているということである⁷。たとえば、私が机の上のリンゴを見ているとき、私はそのリンゴの色や形に関する情報を得ることができる。この際、そのリンゴが転がって移動したとしても私はそのリンゴを追い続けられるし、移動の結果リンゴが一時的に視界から消えて再び現れたようなケース、あるいはリンゴが火で焙られるなどして変色したようなケースにおいても、リンゴが見えなくなっている時間の長さやリンゴの変形が著しくない場合には、リンゴを追い続けることができる。このようなとき、私はリンゴを追跡できていると言う。このような追跡ができない場合、私に赤色や一定の匂いが与えられていても、私の心的状態はそのリンゴに対する志向性をもっているとはいえないだろう。

このようにして対象を追跡できるためには、私は空間・時間的に秩序づけられて与えられた多様な感覚のうち、適切なものを対象に結びつけ続けなければならない。たとえばリンゴが空間の一定の部分で移動したり、一定の時間幅をもって存在したりするようなとき、異なる空間・時間的位置に位置づけられる感覚を同一のリンゴに結びつけることが求められる。これは自明になされうることではなく、何らかの規則に従ってなされる必要があるだろう。また、視界から消えるなどしてリンゴの感覚が一時的に得られなくなったり、リンゴの形や色が変化したりする場合でもなお適切な感覚をリンゴに結びつけるためにはさらに異なった規則が必要だろう。

直観の統一のための規則として概念が必要とされるというカントの主張を、本

論文はこのような意味において理解する。カントにおいて直観は対象と直接関係するような個別的 (einzeln) な表象として特徴づけられる (A320/B377)。この「個別的」が意味するのは、直観が個体を私たちに与えるような表象であるということだが⁸、そうした個体が私たちに与えられるときのあり方は、上でリンゴの例において見たように多様なものでありうる。そのような多様なあり方を貫いて同一の対象を追跡できる地位に私がないならば、私は個体としてのその対象を表象していない。経験的認識において、直観の役割が私たちに認識の対象となる個体を与えることにあるのならば、直観はその役割を果たすために、上で述べたような意味での規則としての概念を必要とするだろう。

2. 3 カテゴリーによる直観の統一

これまでの議論において、概念は直観において個体を追跡することが可能になるための規則を与えると論じられた。ここで「概念」という語は一般的な意味において用いられていたが、演繹論におけるカントの関心は純粋な概念としてのカテゴリーにある。そして、グリフィスが指摘するように (Griffith 2010, 206-7)、経験的なものも含めてあらゆる直観がカテゴリーに従うと述べるためには、純粋直観としての空間・時間に対して統一を与えることによって、カテゴリーが任意の経験的直観の統一のための規則をも与えると述べる必要があり、これは第2版の演繹論が行うことである⁹。以下では上記の解釈においてこの点がいかに説明されるかを確認する。

第2版第24節において、カントはア・プリオリな感性的直観の多様なもののカテゴリーに適った総合的統一について述べている (B150-2)。「構想力の超越論的総合」と呼ばれるこのはたらきは第26節においてさらに詳しく説明される。空間と時間はそれを通じて諸現象が私たちに与えられる感性の形式であるが、それ自体直観であり、したがって既に多様なものの統一を含んでおり、この統一こそが、構想力の超越論的総合を介してカテゴリーが感性的直観へと適用された結果である (B160-1)。これはすなわち、カテゴリーが空間・時間の多様なものをまとめ上げるための規則としてはたらくことで、そうした空間・時間の秩序に従って与えられる経験的直観もカテゴリーに従う形で与えられるということである。つまり、個体はどのようなものであれ、追跡可能であるために最低限備えておかねばならない空間的・時間的特徴をもち、カテゴリーはそうした特徴を用いて個体を追跡するための規則を与えるのだ。

第26節における例解はカテゴリーが個体の追跡のために必要とされるということを示している。第1の例は私たちが家を知覚するという場面に言及し、この家の直観の統一のためには量のカテゴリーが必要であるとしている(B162)。家はひとつの個体とみなされうるが、それは様々な空間的部分をもち、近くで見たとき、一目に視界に収めるには大きすぎるかもしれない。そこで私は見回すということによって家の様々な部分を順次視界に収めようとするが、このことによって私がひとつの家個体を追跡できるためには、この世界の物体はその部分を合成してゆく(たとえば、家の部分を順次通覧してゆく)ことによって全体の姿が得られるようなものである必要があり、言い換えれば、量のカテゴリーが示す規則によって追跡が可能となるようなものである必要がある。第2の例は私たちが水の凍結を知覚するというものであり、この水の直観の統一のためには原因性のカテゴリーが必要であるとされる(B162-163)。この世界における対象は時間を通じて変化を被りうるものであるが、私たちはそうした変化にもかかわらず対象を追跡できるのでなければならない。このためには、対象の変化の仕方には、それが変化する(水が氷に変わるなどの)ときには必ず何らかの原因があるといった規則性がなければならず、言い換えれば、対象は原因性のカテゴリーが示す規則によって追跡可能なものである必要がある。

以上のことを本論文の観点からまとめ直すと次のようになる。直観は私たちに個体を提示するという役割をもっている。そのためには、私たちは直観の多様を一定の規則に従ってまとめ上げねばならず、こうした規則を指定するのが概念である。しかし、経験的概念が指定する規則は偶然的なものであるかもしれず、そのような規則に従って私たちが対象を追跡し続けることができるという保証や、そうした規則が任意の直観に対する規則であるという保証はない。個体の追跡が可能になるためにはどのような対象についても最低限利用可能でなければならない規則があり、そうした規則を指定するのがカテゴリーである。この意味で、直観は自らの役割を果たすために最終的にはカテゴリーの助力を必要としている。

3. 直観における多様なものを統一する規則としての概念

演繹論における直観の概念への依存に関する本論文の解釈は基本的には前節で与えられた。この節では若干の注意を加えて、前節で提示された解釈をより正確なものにする。

前節においては直観の多様を統一する規則を与えるものとしての概念について論じられたが、このような「概念」の用法はカントにおいて逸脱的なものだとロングネスは述べる。ロングネスによれば『批判』においてはふたつの「概念」の用法が見られるが、第1の用法における「概念」は、徴表を介して対象と間接的に関係するものとしての概念を指すものであり、これはカントにおける「概念」の標準的な用法である。第2の用法における「概念」は多様なものを取りまとめる作用が統一されているという意識を指し、これは演繹論に特有な用法であって、「純粹悟性概念の図式機能について」における図式のアイディアを先取りするものである¹⁰ (Longuenesse 1998, 46, 50)。第1の意味での概念は判断の構成要素とみなされる通常概念(A67-8/B92-3)である一方で、本論文前節の主題はこの第2の意味での概念と直観の関係であった。

この区別が成り立つならば、私たちが個体の追跡の際にカテゴリーの示す秩序に従うものとしての対象の特徴を用いていると述べられたからといって、このことから直ちに、私たちが個体をそのような特徴をもったものとして表象しているということにはならないことになる(対象に性質を帰属して規定するのは判断のはたらきであるから)。このことはロングネスに従ってカントのテキスト理解としても成り立つし、対象の追跡に関する現代的議論においても指摘される点である¹¹。言い換えるならば、カントにおける直観が対象の追跡の際に概念に依存しているからといって、直観が概念的 content をもつということはここからは帰結しない。

4. 概念主義論争について

これまで本論文は演繹論における直観の概念への依存について論じてきたが、この主題は近年盛んになっている「概念主義論争」と呼ばれる論争に関わっている。この論争は『批判』において直観が概念なしに存立しうるものとみなせるかに関するもので、概念なしの直観はありえないとする立場は「概念主義

(conceptualism)」的解釈と呼ばれ、代表的論者にはマクダウェルらがいる。他方、直観は概念がなくとも存立しうるとする立場は「非概念主義(non-conceptualism)」的解釈と呼ばれ、代表的論者にはアレイスらがいる¹²。

この論争におけるどちらかの立場の擁護や批判を本論文は主旨としない。「概念なしの直観がありうるか」という問い自体が多義的であり、直観の概念へのど

のような依存関係を問題するかに従って立場も細分化されるため¹³、この論争における立場の分類に基づいて解釈を展開することがもはや必ずしも有益だとはいえなくなっているからである。しかし、この論争状況における、本論文と対立する可能性のある解釈に対する可能的応答や、本論文と類似する解釈との本論文の解釈との相違点については、ここにおいて述べておく必要がある。

まず、本論文の解釈は、アレイスの分類に従うならば、両立場のどちらに属するとは直ちには決めがたい。というのも、アレイスはロングネスの第2の意味における概念に基づいて直観の多様の統一を解釈する方針を「穏健な概念主義」的解釈（直観は個体を提示することができるが、そのために概念の助けを必要とするとする立場）の微妙なバージョンだとし、かつその意義を認めているからだ（Allais 2015, 172-4）。しかし、彼女がこうした方針を許容できるのは、この意味での概念を真正な意味での概念とみなしていないからだろう。したがって、本論文の解釈における概念がどの程度「対象を分類する能力、あるいは概念間の推論関係に関する知識を含む」（Allais 2015, 173）かによって、本論文と穏健な概念主義的解釈との距離は左右されるものと思われる。

また、本論文はロングネスの第1・第2の意味における両概念間に密接な繋がりがあるという可能性を放棄していない。前節で述べたように、本論文の解釈は、直観の統一に概念が用いられたからといって、直観の対象がそのような概念内容を伴って表象されているわけではないとするものである。しかし、直観の統一に概念が用いられたということから、主体がそうした心のはたらきについて内省して、その概念によって追跡可能であるという対象の性質を明示的に取り出すということはいえ、この意味で、第2の概念に基づく総合が、対応する第1の概念に基づく判断を準備するという事態は十分に想定可能である¹⁴。実際、「純粹悟性の全ての原則の体系」（以下、「原則論」）における諸原則は、演繹論でのサブパーソナルなレベルにおけるカテゴリーのはたらきが明示的に取り出されて判断の形で表されたものであるとする解釈方針はありうるだろう。

それゆえ、（穏健な）概念主義的解釈に対するアレイスの批判の主要な論点が本論文の解釈にも関係するということはありうる。ただし、アレイスの言う概念なしの直観とはカント的な意味での認識以前のものであり、客観的な認識の構成要素としての直観が概念に依存することを彼女は認めている（Allais 2009, 402-5）。本論文は基本的には客観的な認識の成立条件を問題にする限りでの演繹論を解釈してきたので、その限りで、アレイスの立場と直ちに対立するものではない

い。演繹論全体の解釈としての整合性を問題にしたとき、本論文の立場を一貫させるためにはアレイスの立場と対立する必要があることはありうるが、その可能性を検討することは本論文の範囲を超える。

また、本論文の立場はアレイスが穏健な概念主義に分類するところのグリフィスの立場(Griffith 2010)に近く、実際、本論文はこれまでの議論で何度かグリフィスの議論を援用してきた(グリフィス自身、「概念」をロングネスの第2の意味で捉えると明示している(Griffith 2010, 195-6))。本論文とグリフィスの解釈との相違点は、既に述べたように、グリフィスが志向性全般に注目したのに対し、本論文は個体の追跡可能性という、志向性の成立に関わるより限定的な主題において直観の役割を見出したというところにある。この際、本論文の見解はグリフィスと重要な点において両立不可能なものを含んでいない。

本論文は概念主義論争に対して比較的中立的な論点に関して、カントの見解をより具体的な例を伴って示すことができるような解釈を試みてきた。概念主義論争自体はまだ決着の気配を見せることのない論争であり、そうした状況下で本論文の解釈をどのように位置づけるべきかについては今後の課題となる。

5. 結論と展望

本論文では『批判』の演繹論において主張される直観の概念への依存がいかなる意味をもつのかということについて、直観は個体の追跡にあたって、直観における多様なものをひとつに取りまとめるための規則としての概念を補助として必要とするとして主張した。また、そのような規則としてあらゆる直観に対して役立つことが期待されうるのは純粋な概念としてのカテゴリーのみであるため、対象の与えられ方に関するア・プリオリな規則を示すものとしてのカテゴリーが、直観の統一のために必要とされると論じた。

本論文においては対象の与えられ方の規則を示すものとしての概念と、判断の構成要素としての概念という、概念の両側面の区別が重要であった。しかし、『批判』においてこれらの側面がともに「概念」の名のもとに論じられているということも軽視すべきではないだろう。第4節で述べたように、対象が主体に対して一定の仕方与えられたということが、その主体がその対象に対してア・プリオリな判断を形成することを可能にするということはあることである。たとえば、メートル原器Sを1メートルの定義に使うというクリプキの例では、S

の長さであるということが1メートルという長さに対する指示を固定するために使われているが、このような仕方では1メートルという長さが主体に与えられた場合、「Sの長さ=1メートル」ということは主体にとってア・プリオリに知られるとされる (Kripke 1981, 56-7)。同様に、直観がある概念を対象を参照する際の補助として用いているということによって、主体がその対象についてア・プリオリな知識を有するということがありうるだろう。こうした点に着目するならば、演繹論は対象の与えられ方の規則を示す概念としてのカテゴリーについて論じ、原則論は、対象がそのように与えられる以上、対象が与えられた時点で私たちにとって形成しうるア・プリオリな判断について論じている、とみなす解釈方針が可能であるように思われる。本論文の解釈はそのようにして演繹論と原則論の関係を理解する上での足がかりを与えるものと思われる。

¹ この点に関して本論文は、第1版の三重の総合の議論と第2版第26節の議論を相補的なものとして参照する Griffith (2010)の解釈姿勢に倣う。

² ここでは第4節で言及する概念主義論争に対して中立的な表現を用いている。A90/B122 などにおける、悟性なしでも現象が直観において与えられるという記述を重く見る読みは非概念主義的解釈に有利であり、他方で概念主義的解釈をとるならば、この箇所はカテゴリーに従わない対象が直観において現れるという、一見して否定できない (しかし実際にはありえない) 想定に言及し、演繹論のモチベーションを強調するものと解される (Cf. Griffith (2010, 199))。

³ この引用箇所の主張が A79/B105 の段階で正当化されているとはここでは考えず、演繹論 (超越論的演繹) において初めて正当化がなされるものと本論文はみなす。

⁴ アレイスは概念なしの総合も可能だとして、再認の総合を他のふたつの総合から切り離して考える (Allais 2009, 396)。ここではアレイスに譲歩して、概念による介入の必要性は認識の成立に寄与するような総合にとってのものであるとする。

⁵ たとえば近年では、グリフィスとアレイスはそれぞれ概念主義/非概念主義的解釈の擁護者として対立した見解を有しているが、直観がもつ、あるいは直観が認識に与える志向性に着目するという点は共通している (Cf. Griffith (2010, 201), Allais (2009, 412))。

⁶ たとえばドレツキは、志向性をもつものの特徴として、それが何かについてのものであること、その何かがどのようにあるかを伝えること、それが対象について伝えることは誤りうることの3つを挙げている (Dretske 1991, 65, 70)。

⁷ このように特徴づけられた追跡の捉え方については、注11でも言及するように Recanati (2012)の心的ファイル理論を参考にした。

⁸ 個別性のこのような解釈は一般的なものと見てよい。たとえば Griffith (2010, 195)を参照せよ。

⁹ 経験的概念が与える規則は偶然的でありえ、そうした規則を通じては対象に必然的な秩序を指定できず、因果などの秩序に関するヒュームの懐疑に対抗できないため、純粋な概念が必要とされるという側面もある。演繹論がヒュームの懐疑に対抗することを目的のひとつとしていることに同意する論者は多い。たとえば Wait (2018)を参照せよ。

¹⁰ ロングネスのこの区別は多くの解釈者たちによって近年に至るまで支持されている (Cf. Griffith (2010, 195-6), Allais (2015, 172-4), Allison (2015, 219-20))。

¹¹ たとえばミリカンは、彼女が「実体概念 (substance concepts)」と呼ぶ概念を用いて対象を追跡する生物は、そうだからといって、その対象を追跡する際に生物が用いている対象の特徴を当の対象がもっていると、知っているとは限らないと述べている (Millikan 2000, § 5.6)。同様

にレカナティは、私たちが記述を介さずに個体に関する安定した情報収集を行えるという見解を、彼が「心的ファイル (mental files)」と呼ぶ心的アイテムに関する理論を構築することで擁護している (Recanati 2012, Ch. 3)。

¹² 以上の整理は Shaddock (2018, 464-5)に基づく。

¹³ たとえばグリフィスは、現代の知覚の哲学における状態に関する非概念主義と内容に関する非概念主義という分類をカント解釈にも導入し (Griffith 2010, 197)、アレイスは概念主義的解釈を強いものと穏健なものに分類している (Allais 2015, 149)。

¹⁴ 直観は「このしかじか (this-such)」の表象であり、それ自体は判断以前のものだが、潜在的には「このしかじかのは〜である」という判断を準備するというセラーズ (Sellars 1992, 11-2)ならびにこの点に関して彼に同意するマクダウェル (McDowell 2009, 35)の直観解釈は、この面では本論文の解釈に近い。しかし、セラーズらの見解においてはこの表象は「しかじかなものとしてのこれ」の表象であるが、既に述べたように、本論文の解釈は such という特徴を使って追跡されたものが既に such として表象されているわけではないと考えるため、この点においてセラーズらに反する。

[凡例]

慣例に従い、『純粹理性批判』の参照の際には、第1版をA、第2版Bとして、それぞれの頁数を記した。翻訳における […] は省略を表し、□ 内に記された言葉は訳者による補いである。傍点は原文ゲシュペルトに対応する。

[文献表]

- Allais, Lucy. 2009. "Kant, Non-Conceptual Content and the Representation of Space," *Journal of the History of Philosophy*, vol. 47 (3), pp. 383-413.
 —2015. *Manifest Reality: Kant's Idealism and His Realism*, Oxford University Press.
- Allison, Henry. E. 2015. *Kant's Transcendental Deduction: An Analytical-Historical Commentary*, Oxford University Press.
- Dretske, Fred. 1991. *Explaining Behavior*, MIT Press.
- Griffith, Aaron. M. 2010. "Perception and the Categories: A Conceptualist Reading of Kant's Critique of Pure Reason," *European Journal of Philosophy*, vol. 20 (2), pp. 193-222.
- Kripke, Saul. 1981. *Naming and Necessity*, Blackwell Publishing.
- Longuenesse, Béatrice. 1998. *Kant and the Capacity to Judge*, translated by Charles T. Wolfe, Princeton University Press.
- McDowell, John. 2009. *Having the World in View: Essays on Kant, Hegel, and Sellars*, Harvard University Press.
- Millikan, Ruth. G. 2000. *On Clear and Confused Ideas: An Essay About Substance Concepts*, Cambridge University Press.
- Recanati, François. 2012. *Mental Files*, Oxford University Press.
- Sellars, Wilfrid. 1992. *Science and Metaphysics: Variations on Kantian Themes*, Ridgeview Publishing Company.
- Shaddock, Justin. B. 2018. "Kant's Conceptualism: A New Reading of the Transcendental Deduction," *Pacific Philosophical Quarterly*, vol. 99 (3), pp. 464-488.
- Wait, Robert. 2018. "Kant's Transcendental Deduction, Non-Conceptualism, and the Fitness-for-Purpose Objection," *Kantian Review*, vol. 23 (1), pp. 65-88.